

議第2号 特定生産緑地の指定について（日高市決定）

特定生産緑地の指定について

1 国における「都市農地」の位置付けの変更

平成 27 年 4 月に都市農業振興基本法が制定され、市街化区域内の農地（都市農地）は、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」と位置付けされ、都市農地の保全に向けた関連法令の改正が行われました。

2 特定生産緑地制度について

(1) 生産緑地地区

①生産緑地の都市計画上の指定要件（生産緑地法第 3 条第 1 項 1 号）

ア 農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保

イ 将来における公共施設等の敷地の確保

②生産緑地制度の課題（生産緑地法第 10 条第 1 項）

指定後 30 年が経過した生産緑地は、いつでも買取り申出が可能となり、都市計画上、不安定な状態に置かれることとなります。

→平成 29 年 6 月に生産緑地法が改正され、特定生産緑地制度が創設されました。

(2) 特定生産緑地制度

①特定生産緑地とは

指定後 30 年が経過する生産緑地のうち、30 年経過後もその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で、特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として市長が指定することができます。

②指定による効果

ア 生産緑地地区指定後 30 年経過（申出基準日）から 10 年延長。

イ 10 年ごとに継続の可否を判断することが可能。

ウ 税制優遇措置等。

3 市内における生産緑地地区の指定状況

当初指定日	地区数	面積
平成 4 年 12 月 10 日	50 地区	約 11.8ha
平成 5 年 12 月 1 日	23 地区	約 3.1ha
平成 7 年 8 月 15 日	1 地区	約 0.3ha
計	74 地区	約 15.2ha

(令和 5 年 11 月 1 日時点)

4 特定生産緑地の指定状況

■ 令和3年度指定（令和3年12月6日指定告示済）		
地区数	筆数	面積
44地区	90筆	約9.5ha

■ 令和4年度指定（令和4年12月1日指定告示済）		
地区数	筆数	面積
20地区	27筆	約2.5ha

■ 令和5年度指定手続中		
地区数	筆数	面積
2地区	3筆	約0.28ha

※指定は原則筆単位で行う為、地区数に重複があります。

5 特定生産緑地指定に向けた主な経緯等（第3回申請分）

【令和4年度】

- 1月 所有者宛てに特定生産緑地指定に係る関係書類の送付
- 1月 特定生産緑地制度に係る申請受付（第3回受付）

【令和5年度】

- 4月 特定生産緑地制度に係る申請受付期限（第3回受付）
- 5月 農地等利害関係人の同意取得に係る税務署協議
税務署長の同意（6月21日）
- 10月 現地確認（農業委員会事務局と連携して実施）
- 11月 日高市都市計画審議会への諮問
- 12月 指定告示
所有者等への通知

6 第4回以降の受付申請期間

- 第4回目 令和6年1月から4月（平成7年指定生産緑地地区の受付）
- 第5回目 令和7年1月から3月（平成7年指定生産緑地地区の最終受付）

(案)

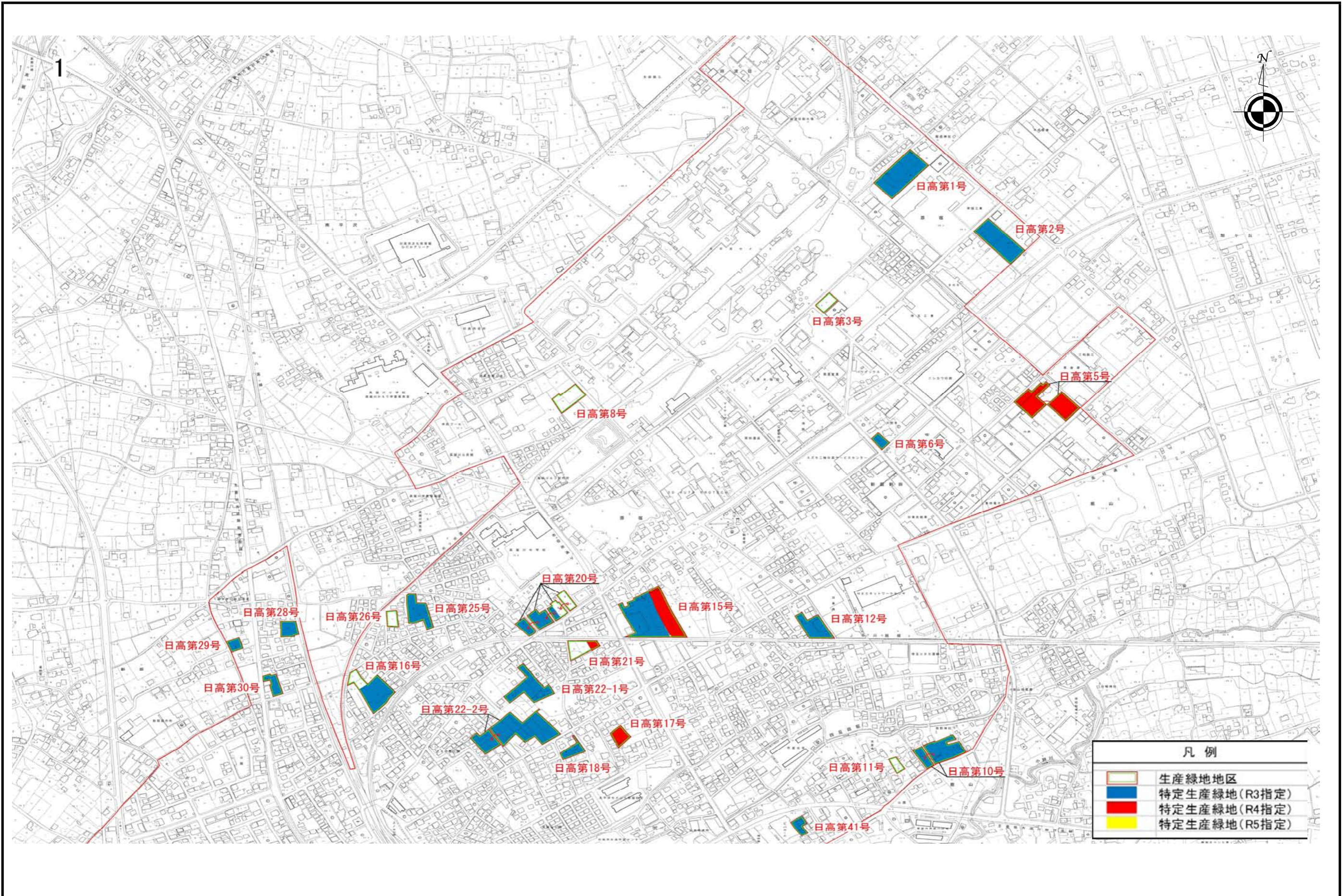
特定生産緑地（日高市）の指定

令和5年12月 日

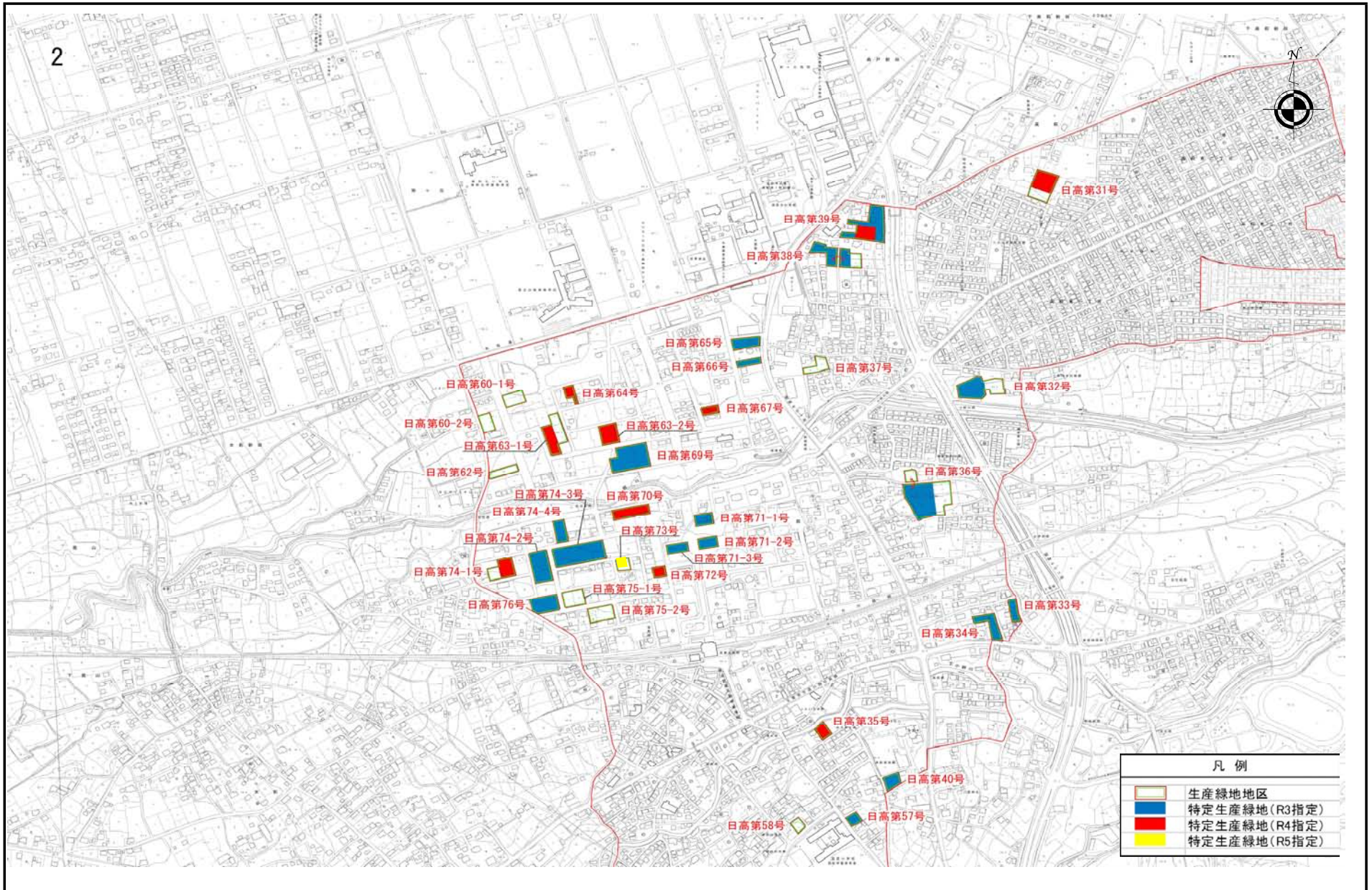
生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、次のように指定する。

	生産緑地 地区番号	位置	特定生産緑地 面積	指定期限日	図面 番号
1	日高第73号	川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地 区画整理事業地内	約 0.07 ha	令和15年12月1日	2
2	日高第80号	日高市大字鹿山字明婦地内	約 0.21 ha	令和17年8月15日	3

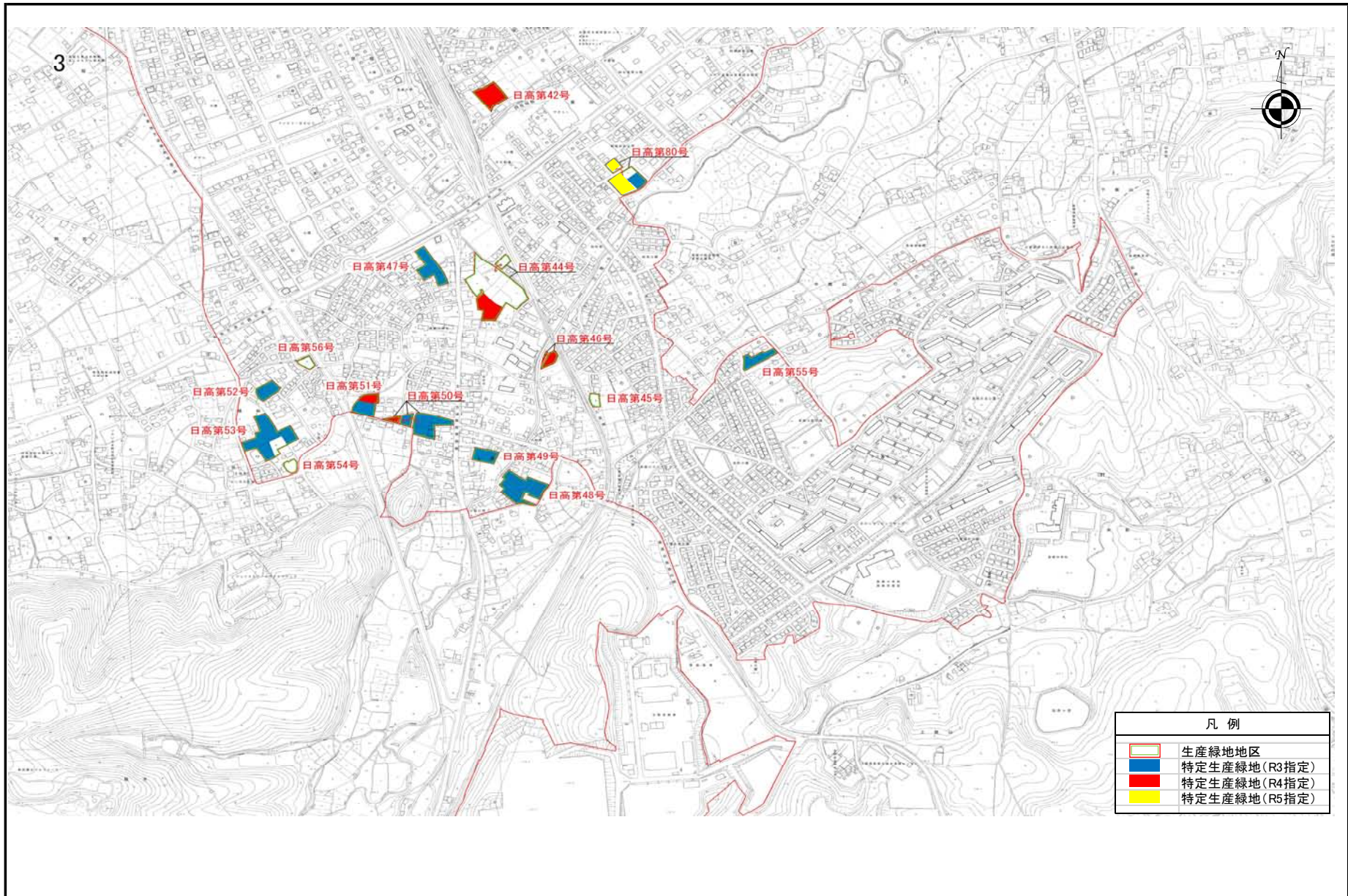
特定生産緑地指定図(No.1)



特定生産緑地指定図(No.2)



特定生産緑地指定図(No.3)



特定生産緑地指定図(No.5)

